

# 障害者総合支援法について

## 1.障害者総合支援法とは

日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本理念とし、平成25年4月1日から従来の障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）に名称が変更となりました。障害者総合支援法では、ケアホームのグループホームへの一元化や障害者の範囲に難病が追加等盛り込まれています。

## 2.障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	入浴、排せつ、食事の介護等、居宅での生活全般にわたるサービス
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害者、精神障害者で常に介護を必要とする人に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援
	行動援護	知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障がい者又は障がい児を対象とした、行動の際に生じうる危険回避のための援護や外出時の移動支援
	重度障害者等包括支援	常時介護を要する、重度の障がい者又は障がい児であって、その介護の必要の程度が著しく高い者を対象とした、居宅介護をはじめとする福祉サービスの包括的支援
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、障害者支援施設などへの短期入所による、夜間も含めた排せつ、入浴、食事の介護等の支援
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の介助
	生活介護	常に介護を必要とする人に、日中に障害者支援施設等で、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動又は生産活動の機

		会提供
	施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を行う支援
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	身体障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間の支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活にかかわる訓練等の支援
	自立訓練（生活訓練）	知的障がい者又は精神障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、一定期間の支援計画に基づき、日常生活能力の向上を図る支援
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上等を通じ、適性に合った職場への就労及び定着を図る支援
	就労継続支援（A型＝雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上を図る支援
	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、一定の賃金水準のもとで、就労や生産活動の機会を提供し、知識及び能力の向上・維持を図る支援（雇用契約は結ばない。）
	共同生活援助（グループホーム）※平成26年4月からケアホームはグループホームへ一元化	おもに夜間に共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の支援
地域生活支援 事業等	移動支援	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援（個別支援）
	日中一時支援	障がいのある人などの日中における活動の場を提供
	地域活動支援センター	障がいのある人などに対して、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を促進

	日常生活用具給付	重度の心身障がい児・者が在宅生活を営むことを容易にするための用具を給付①介護・訓練支援用具、②自立支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排せつ管理支援用具、⑥居宅生活活動補助用具（住宅改修）の6種目
	意思疎通支援 （コミュニケーション支援）	意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通を支援
	補装具費支給	身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替し、長期間にわたり、使用されるもので、義肢、装具、車いす、歩行器、座位保持装置、眼鏡、義眼、補聴器等

上記サービスの給付等に関することには、次の連絡先へご連絡ください。

山県郡安芸太田町大字下殿河内 236 番地

安芸太田町 福祉課

T E L 0826-25-0250